

岩手県議会著作物使用許諾取扱要領

(平成 22 年 12 月 6 日議長決裁)

(令和 5 年 8 月 21 日改正)

(趣旨)

第 1 この要領は、岩手県議会事務局が保有又はホームページ、広報誌、パンフレット等に掲載する写真、映像及びデザイン等の著作物（以下「著作物」という。）の適正な使用を図ることを目的に、その使用許諾の基準及び手続き等の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 著作物とは著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 2 条及び第 10 条に規定するものをいう。

(著作物の使用)

第 3 著作物は、議会活動の周知を図る観点から積極的に活用されることが望ましいものであるが、使用に際しては著作物の品位を損なうことのないよう使用する者が十分配慮するものとする。

2 著作物を使用しようとする場合は、議会事務局議事調査課総括課長の許諾を受けなければならない。

(許諾申請)

第 4 第 3 第 2 項の許諾を受けようとする者は、著作物使用許諾申請書（様式第 1 号）を議会事務局議事調査課総括課長に提出しなければならない。

なお、岩手県議会議員（以下「議員」という。）が許諾申請を行う場合は著作物使用許諾整理簿（様式第 2 号）によることができる。

2 岩手県議会のホームページ上のコンテンツを複製し、個人等が開設するホームページ上に掲載する内容の申請は、法第 21 条の複製権及び第 23 条の公衆送信権を併せた使用許諾申請とみなすものであること。

(使用許諾の不承認)

第 5 使用許諾申請において、次のいずれかに該当するときは、議会事務局議事調査課総括課長は承認を行わないものとする。

- (1) 肖像権の保護の対象となる著作物については、当人等の承諾を得ていないとき（報道機関が事実の報道に使用する場合を除く）
- (2) 専ら営利を目的に使用するとき
- (3) 宗教活動に使用するとき
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するとき
- (5) 法令等に違反し、又は抵触して使用するとき
- (6) その他著作物を使用することが不相当と認められるとき

(使用許諾に当たっての遵守事項)

第6 使用を許諾された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 著作物の使用は申請者が自らの責任において行うこと。
- (2) 使用に当たって必要となる権利関係の処理は使用を許諾された者（以下「借受者」という。）の責任で行うこととし、使用によって生じる紛争については、借受者の責任で処理すること。
- (3) 著作物全体の趣旨を損ない又は誤解を招くような恣意的な編集、加工を行わないこと。

なお、映像については、ナレーションやテロップ等の挿入等を行わないこと。

- (4) 法令等に違反する使用、公序良俗に反する使用は行わないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める場合に付する条件を守ること。
- 2 報道機関が代表質問、一般質問及び特別委員会室での質疑の中継映像を使用する場合は、前項のほか次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用にあたっては、「岩手県議会提供」のクレジットを入れること。
 - (2) 特定の議員の映像のみを放送することのないよう配慮すること。
 - (3) 議長又は委員長の秩序維持権により取り消しを命じた発言又は岩手県議会会議規則第59条の規定により取り消した発言があったときは、その映像の編集等の指示に従わなければならない。

(使用許諾の取り消し等)

第7 次の各号に該当するときは、使用許諾を取り消し又は是正のための措置をとるものとする。

- (1) 使用目的及び使用方法等に虚偽の申請があった場合
- (2) 第6の遵守事項が守られていないとき
- (3) 前号に掲げるもののほか、議会事務局議事調査課総括課長が不相当と認めるとき。

(著作物使用料)

第8 使用許諾は無償とする。なお、光ディスク等の複製物の交付を希望する場合は、岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号。以下「条例」という。）に規定する開示請求の手続きを併せて行うこと。

2 複製物の交付に要する費用は、条例第21条に定める額とする。